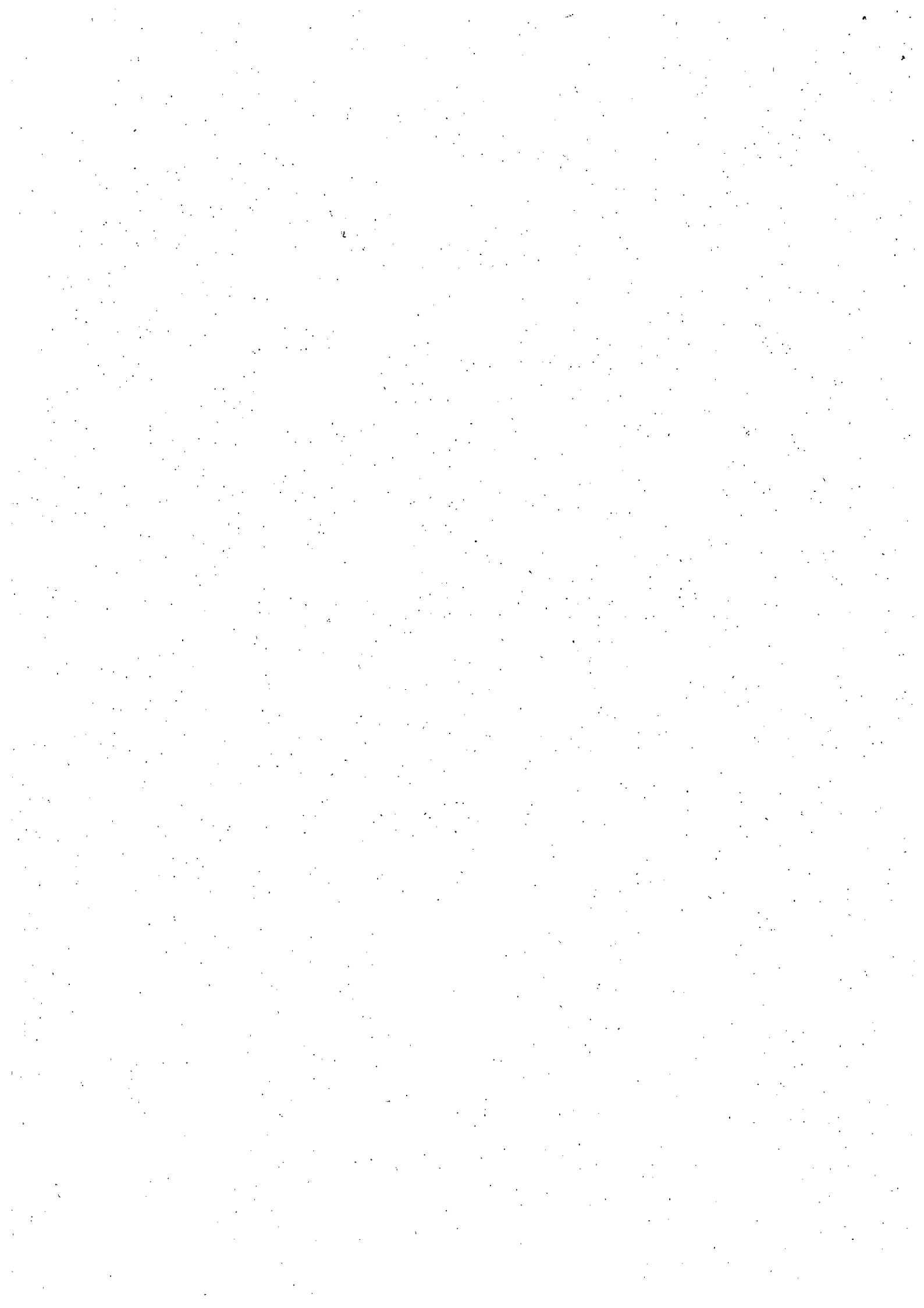


第13号議案 令和3年度長崎市国民健康保険事業特別会計予算
(事業勘定)

目次	ページ
1 令和3年度における財政運営	1~6
2 令和3年度歳入歳出予算見積総括表(事業勘定)	8~9
3 国民健康保険事業歳入歳出予算額図表(令和3年度)	10
4 国民健康保険事業における補助金等の流れ(令和3年度)	11
5 国民健康保険の諸状況	12~14
6 令和3年度国民健康保険事業特別会計予算説明資料 (事業勘定)	15~21
7 令和3年度長崎市国民健康保険事業について	22~29

市民健康部

令和3年2月



1 令和3年度における財政運営

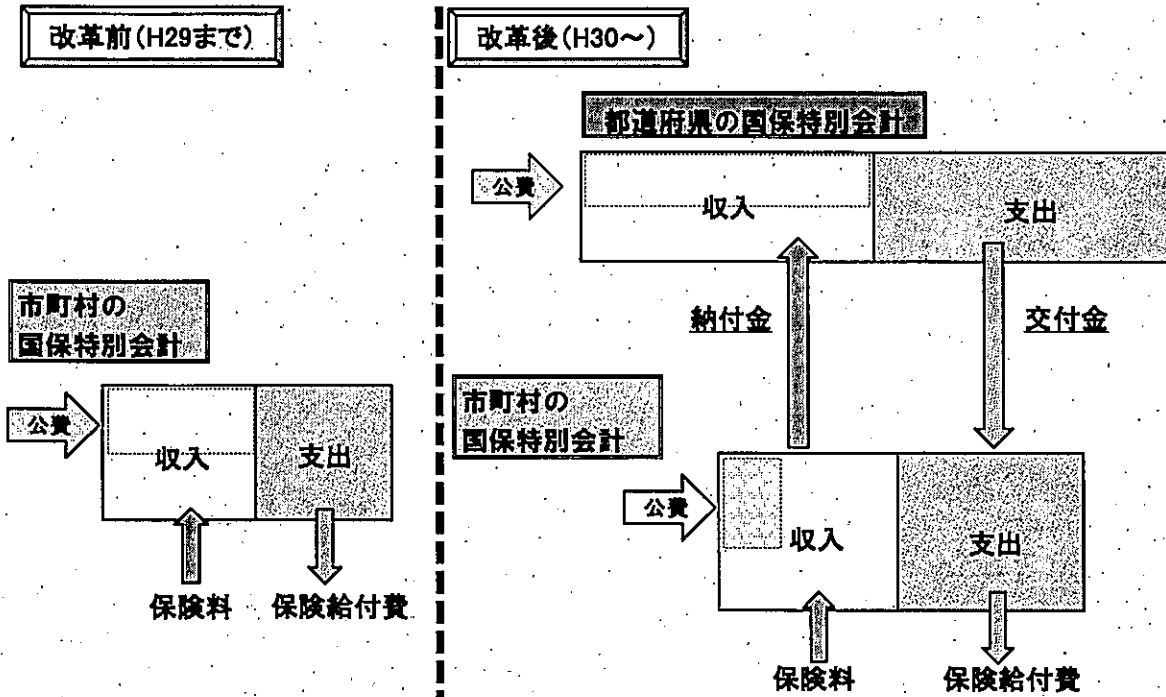
(1) 平成30年度都道府県単位化の概要について

○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う(保険給付費等交付金の交付)ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

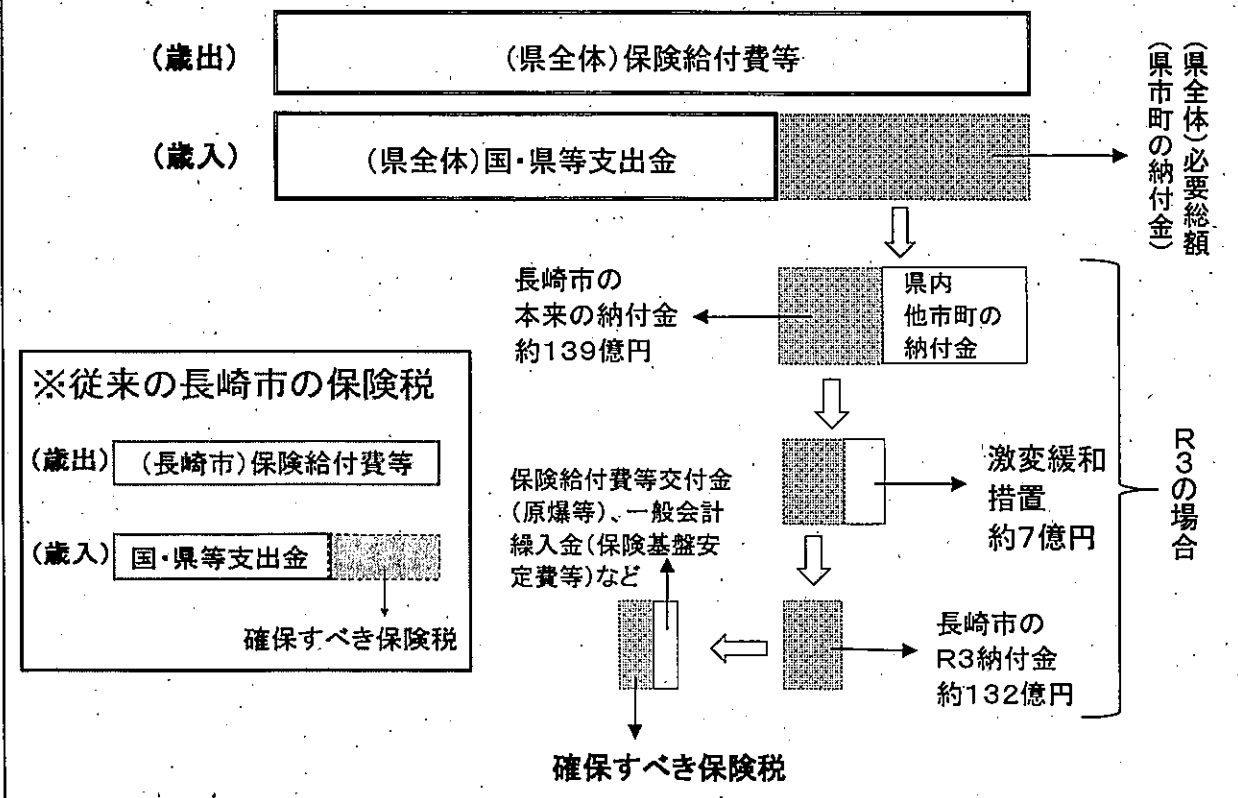
※ 都道府県にも国保特別会計を設置

○ 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。

※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮



◆ 改革後(H30~)における長崎市の納付金及び保険税の算定方法



(2) 令和3年度国民健康保険事業費納付金（県提示）

（単位：千円）

区 分	一般	退職	計
医療給付費納付金	9,552,454	2,260	9,554,714
後期高齢者支援金等納付金	2,766,190	732	2,766,922
介護納付金	833,009	-	833,009
計	13,151,653	2,992	13,154,645

制度改革後は、市町は、県が示す国保事業費納付金を県に納付しなければならない。（改正後の国民健康保険法第75条の7第2項）

当該納付金については、主に国保税や一般会計繰入金（保険基盤安定費）等の財源を充当する。

(3) 令和3年度長崎市国民健康保険税の税率等について

制度改革後は、県が各市町に提示する標準保険税率を参考にして、市町が独自の保険税率を決定する。

ア 標準保険税率と現行税率との比較

(ア) 長崎県が示す標準保険税率

区分	基礎分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	計
所得割(%)	9.14%	3.13%	2.59%	14.86%
均等割(円)	28,938	9,925	10,392	49,255
平等割(円)	20,377	6,989	5,379	32,745

(イ) 現行税率

区分	基礎分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	計
所得割(%)	8.10%	3.00%	2.30%	13.40%
均等割(円)	24,800	9,500	8,700	43,000
平等割(円)	18,400	6,900	4,900	30,200

(ウ) 増減 ((ア) - (イ))

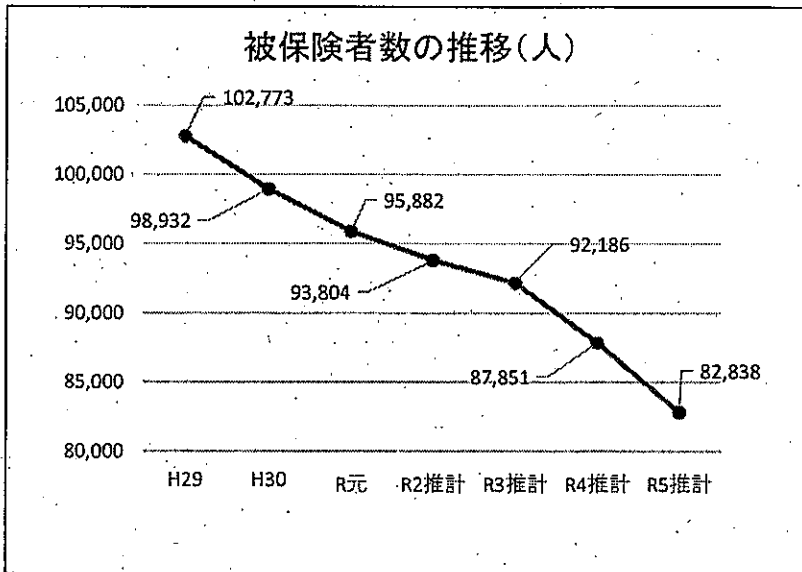
区分	基礎分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	計
所得割(%)	1.04%	0.13%	0.29%	1.46%
均等割(円)	4,138	425	1,692	6,255
平等割(円)	1,977	89	479	2,545

【令和3年度における1人あたり税負担額の比較】

区分	一般・現年調定額 (見込)	1人あたり 税負担額(見込)
現行税率①	8,233,624千円	89,424円
県標準保険税率②	9,262,957千円	98,748円
差引(②-①)	1,029,333千円	9,324円

イ 国保の現状

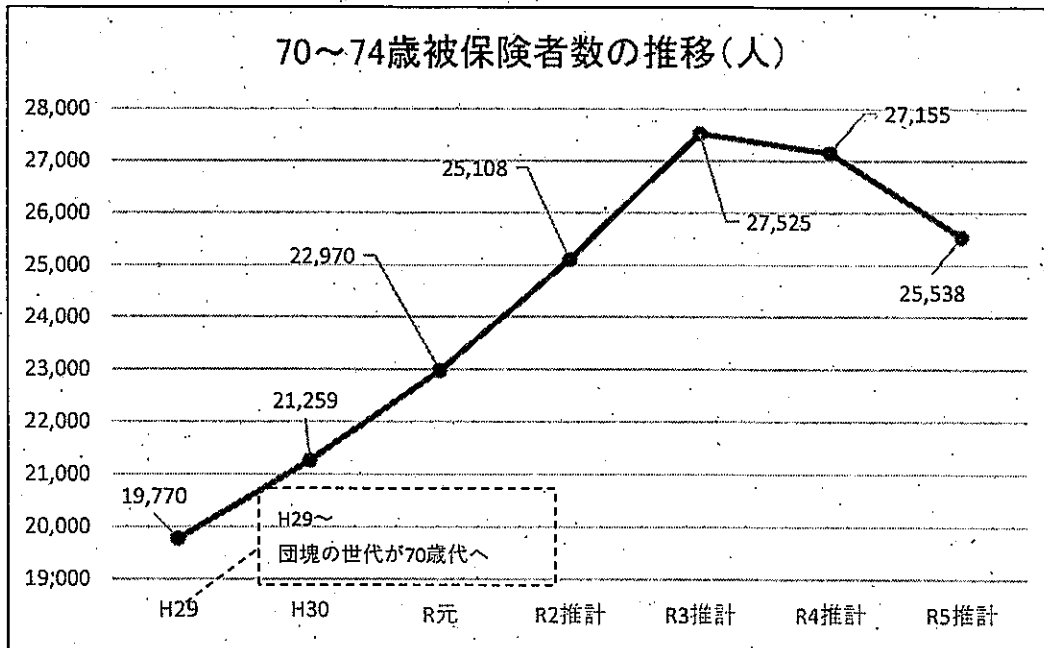
(ア) 被保険者数について



長崎市国保の被保険者数は、人口減少や高齢化に伴う後期高齢者医療制度への移行などの影響で、年々減少している。

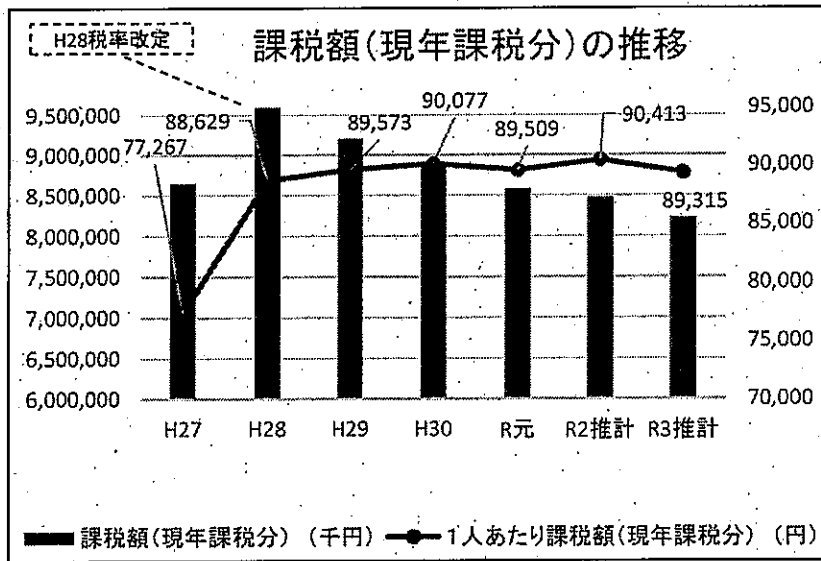
70～74歳の被保険者数は、団塊の世代の影響により、令和3年度まで増加し、その後、後期高齢者への移行により減少することが見込まれる。

(3月～2月の平均)	H29実績	H30実績	R元実績	R2推計	R3推計	R4推計	R5推計
被保険者数(人)	102,773	98,932	95,882	93,804	92,186	87,851	82,838



(3月～2月の平均)	H29実績	H30実績	R元実績	R2推計	R3推計	R4推計	R5推計
70～74歳(人)	19,770	21,259	22,970	25,108	27,525	27,155	25,538
割合	19.2%	21.5%	24.0%	26.8%	29.9%	30.9%	30.8%

(イ) 国保税の状況



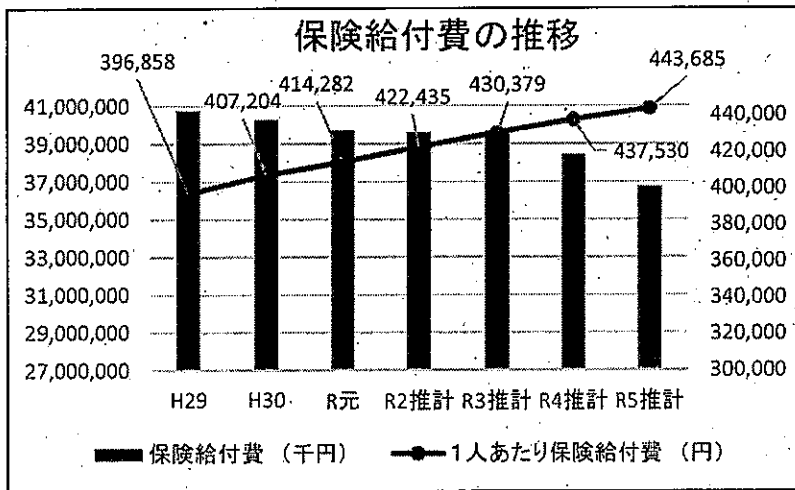
国保税の課税額は、平成28年度の税率改定により、一旦は増加しているが、その後、被保険者数の減少などにより、年々減少傾向にある。

一方、1人あたり課税額は90,000円前後で推移している。

なお、R元実績で中核市60市中42位と低い状況である。

(現年課税分のみ)	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	R元実績	R2推計	R3推計
課税額(千円)	8,656,734	9,596,341	9,205,681	8,911,490	8,582,277	8,481,071	8,233,627
1人あたり課税額(円)	77,267	88,629	89,573	90,077	89,509	90,413	89,315
収納額(千円)	7,859,076	8,714,270	8,413,161	8,185,100	7,866,738	7,770,719	7,557,998
1人あたり収納額(円)	70,148	80,483	81,862	82,735	82,046	82,840	81,986

(ウ) 保険給付費の状況



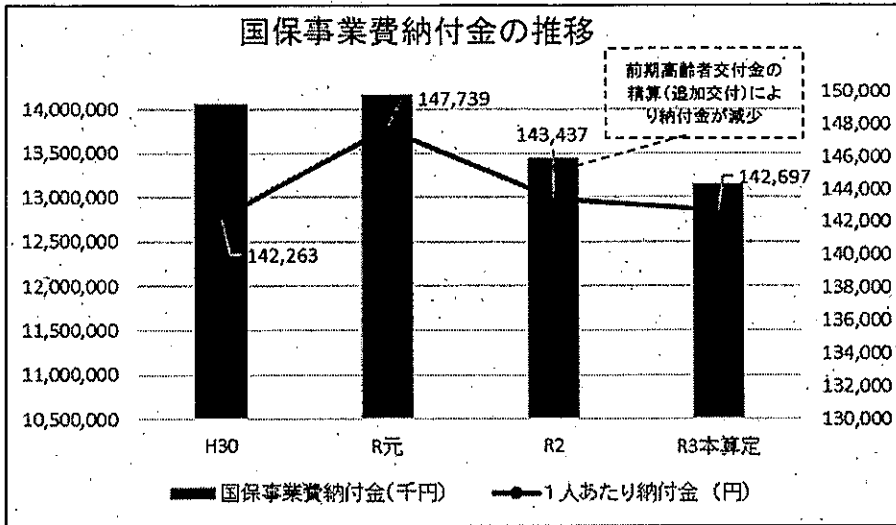
保険給付費総額は、被保険者数の減少により年々減少している。

一方、1人あたり保険給付費は高齢者数の増加や医療の高度化などにより、年々増加傾向にある。

今後は、一人当り保険給付費の高い70~74歳の被保険者数のピークを令和3年度と見込んでおり、令和4年度からは、団塊の世代が順次、後期高齢者医療へ移行し、70~74歳の保険給付費が大きく減少することにより、保険給付費総額も減少幅が大きくなることを見込まれる。

	H29実績	H30実績	R元実績	R2推計	R3推計	R4推計	R5推計
保険給付費(千円)	40,786,266	40,285,514	39,722,208	39,626,115	39,674,933	38,437,430	36,753,993
1人あたり保険給付費(円)	396,858	407,204	414,282	422,435	430,379	437,530	443,685

(エ) 国保事業費納付金の状況



H30の県単位化により新たに導入された国保事業費納付金は、県が、全ての市町から集約した被保険者数や医療費等の情報及び、国から通知される係数をもとにシステムにより算定を行い、毎年11月に仮算定、翌年1月に本算定(確定)を行い、市町に通知する。

R元年度は納付金及び1人あたり納付金ともに前年度から増加したが、国庫補助金等の精算行為などにより、各年において増減があり、R2、R3年度はいずれも減少している。

	H30実績	R元実績	R2実績	R3本算定
国保事業費納付金(千円)	14,074,351	14,165,538	13,454,952	13,154,643
1人あたり納付金(円)	142,263	147,739	143,437	142,697

ウ 国保の財政状況

(単位：千円)

	H28決算 (税率改定)	H29決算	H30決算 (県単位化)	R1決算	R2決算見込	R3予算見込
①前年度繰越金	194,111	779,052	1,382,241	244,120	224,416	1
②歳入 (①、⑥を含まない)	65,691,165	64,932,473	55,271,618	54,077,352	53,366,946	53,065,653
③歳出 (⑤を含まない)	65,106,224	63,912,676	55,770,288	54,570,724	53,780,488	53,600,588
④単年度収支 (②-③)	584,941	1,019,797	▲498,670	▲493,372	▲413,542	▲534,935
※収支差引 (④+①+⑥-⑤)	779,052	1,382,241	244,120	224,416	166,355	▲308,031
⑤基金積立金	318	416,608	639,451	55	388	7
⑥基金繰入金 (取崩)	318	0	0	473,723	355,869	226,910
⑦基金年度末 保有額	0	416,608	1,056,059	582,391	226,910	0

平成28年度に税率改定を行ったが、平成30年度以降、単年度収支は赤字に転じ、令和2年度も赤字が見込まれるが、これまでは収支不足を基金で補填し、税率を据え置いてきた。

令和3年度においても、引き続き、赤字となり、残りの基金(R2年度末基金残額 約2.3億円)を全て投入し補填しても収支不足(約3.1億円)が生じることが見込まれる。

エ 収支不足への対応策

令和3年度の収支不足(約3.1億円)については、税率は現行のまま据え置き、一般会計から借り入れることにより補填し、令和4年度以降の改定を検討することとしたい。

【理由】

- ① 被保険者には低所得者が多く、コロナ禍での税率引上げは生活状況の悪化が懸念されること。
- ② 国もコロナ禍を踏まえ、上位所得者に係る課税限度額をR3年度は据え置くこと。
- ③ 固定資産税も、コロナ禍により全ての土地を対象にR3年度税額の負担が増えないような対応がなされること。
- ④ 中核市(59市)の現在の検討状況では、引上げが少数であること。(引上げ8市、引下げ6市、据置き29市、他は検討中)
 - ・据置き29市のうち、令和3年度の赤字見込みは19市で、そのうち財源補填は、基金8市、一般会計繰入れ6市、繰越金5市。
 - ・引上げ8市のほとんどが、保険税負担率(所得に占める保険税の割合)が低い都市。(長崎市のR元年度保険税負担率60市中10位)

このページは空白です

2 令和3年度歳入歳出予算見積総括表（事業勘定）

（単位：千円）

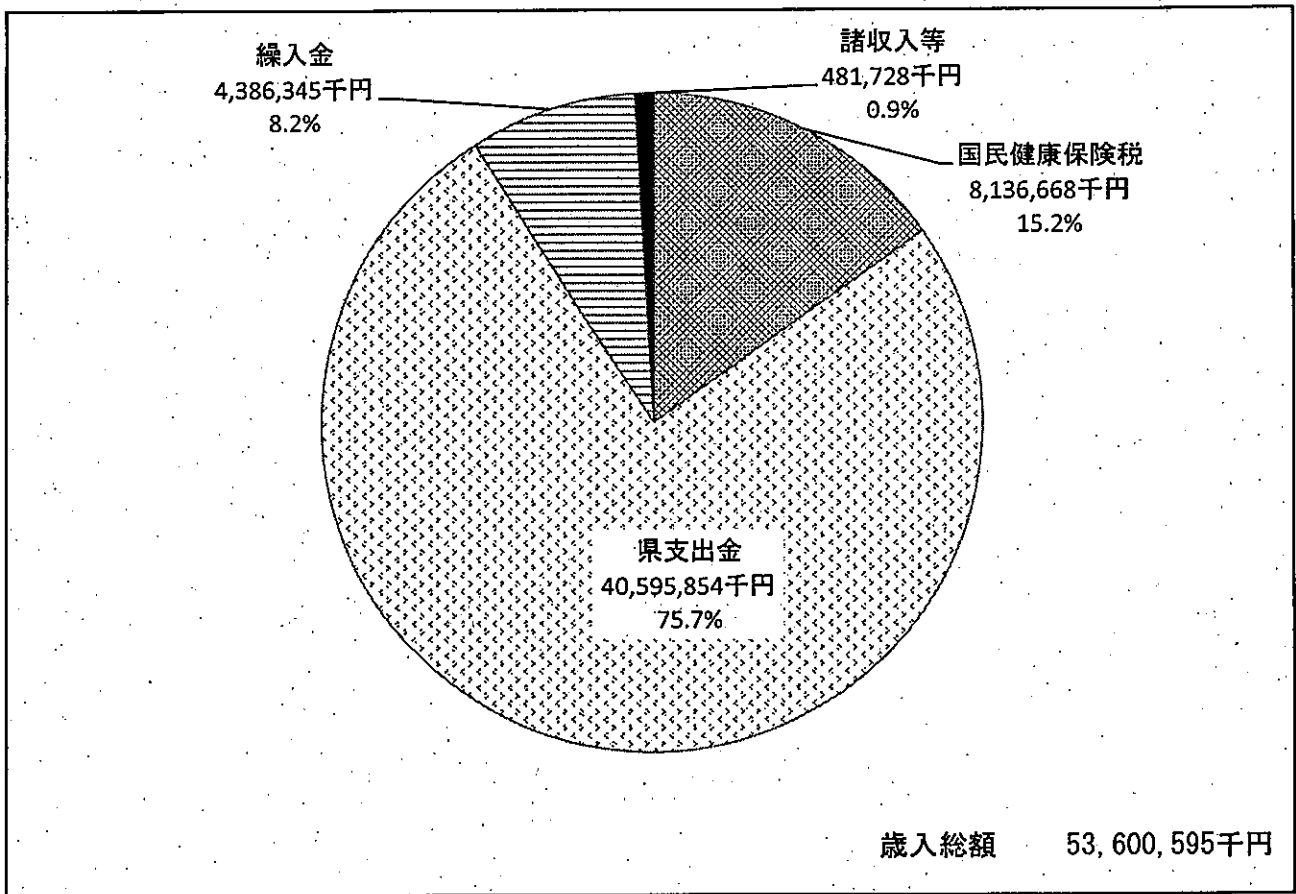
歳		入			
款	項目	令和3年度	令和2年度	差引	増減率(%)
1	国民健康保険税	8,136,668	8,484,072	▲347,404	▲4.1
	1 国民健康保険税	8,136,668	8,484,072	▲347,404	▲4.1
	1 一般被保険者国民健康保険税	8,132,981	8,477,519	▲344,538	▲4.1
	2 退職被保険者等国民健康保険税	3,687	6,553	▲2,866	▲43.7
2	使用料及び手数料	4,665	5,255	▲590	▲11.2
3	国庫支出金	1	5,933	▲5,932	▲100.0
	1 国庫補助金	1	5,933	▲5,932	▲100.0
	1 総務費補助金	-	5,932	▲5,932	皆減
	2 災害臨時特例補助金	1	1	-	0.0
4	県支出金	40,595,854	41,389,675	▲793,821	▲1.9
	1 県補助金	40,595,854	41,389,675	▲793,821	▲1.9
	1 保険給付費等交付金	40,595,854	41,389,675	▲793,821	▲1.9
5	財産収入	7	388	▲381	▲98.2
	1 財産運用収入	7	388	▲381	▲98.2
	1 利子及び配当金	7	388	▲381	▲98.2
6	繰入金	4,386,345	4,656,183	▲269,838	▲5.8
	1 他会計繰入金	4,159,435	4,091,907	67,528	1.7
	1 一般会計繰入金	4,159,435	4,091,907	67,528	1.7
	2 基金繰入金	226,910	564,276	▲337,366	▲59.8
	1 国民健康保険財政調整基金繰入金	226,910	564,276	▲337,366	▲59.8
7	繰越金	1	1	-	0.0
8	諸収入	477,054	165,593	311,461	188.1
	1 延滞金、加算金及び過料	83,042	75,562	7,480	9.9
	2 雑入	394,012	90,031	303,981	337.6
	合計	53,600,595	54,707,100	▲1,106,505	▲2.0

(単位：千円)

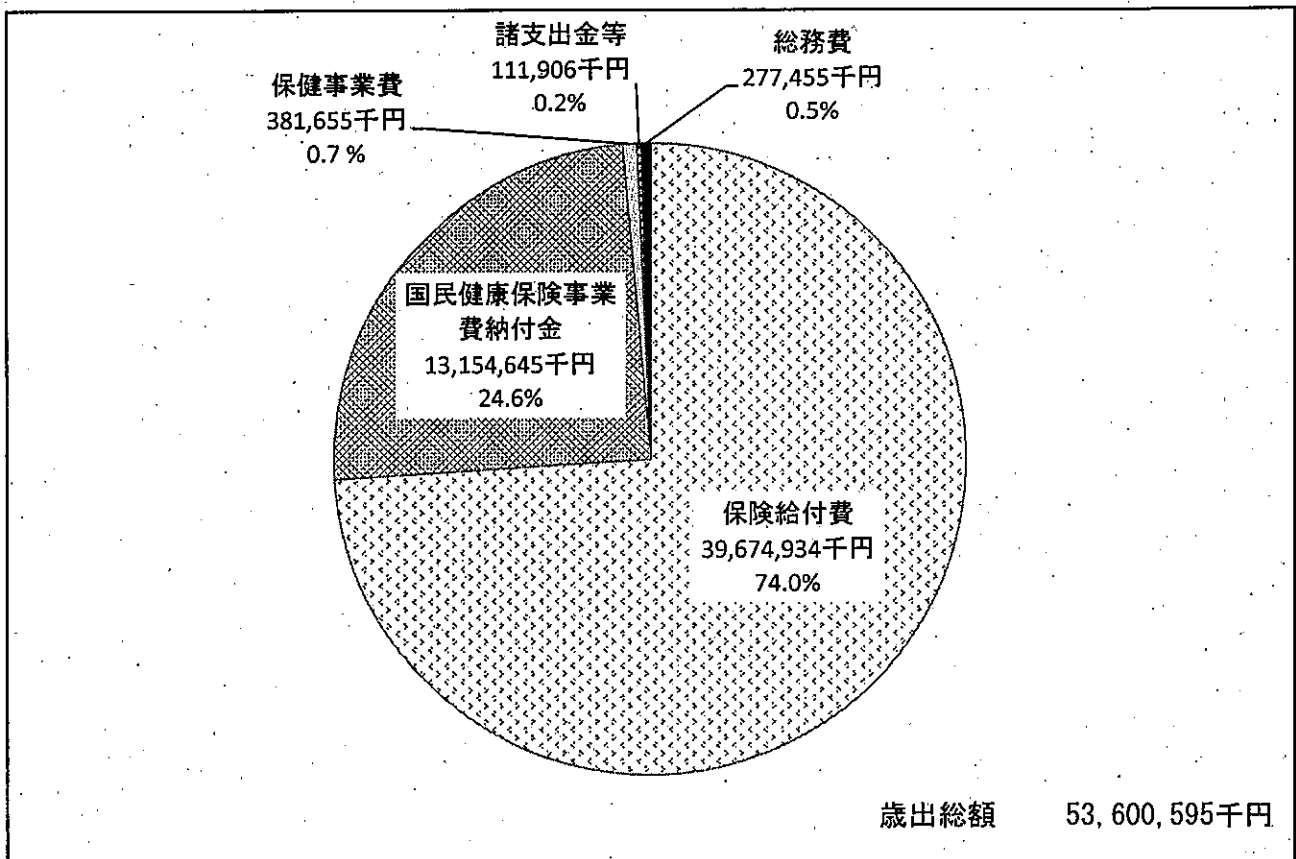
歳		出			
款	項目	令和3年度	令和2年度	差引	増減率(%)
1	総務費	277,455	266,225	11,230	4.2
	1 総務管理費	118,914	123,012	▲4,098	▲3.3
	2 徴税費	98,407	87,795	10,612	12.1
	3 運営協議会費	606	530	76	14.3
	4 趣旨普及費	8,932	8,668	264	3.0
	5 特別対策事業費	50,596	46,220	4,376	9.5
2	保険給付費	39,674,934	40,524,390	▲849,456	▲2.1
	1 療養諸費	34,095,665	34,998,026	▲902,361	▲2.6
	2 高額療養費	5,464,947	5,404,839	60,108	1.1
	3 移送費	150	150	-	0.0
	4 出産育児諸費	102,112	108,835	▲6,723	▲6.2
	5 葬祭諸費	12,060	12,540	▲480	▲3.8
3	国民健康保険事業費納付金	13,154,645	13,454,952	▲300,307	▲2.2
	1 医療給付費納付金	9,554,714	9,771,947	▲217,233	▲2.2
	1 一般被保険者医療給付費納付金	9,552,454	9,767,658	▲215,204	▲2.2
	2 退職被保険者等医療給付費納付金	2,260	4,289	▲2,029	▲47.3
	2 後期高齢者支援金等納付金	2,766,922	2,777,691	▲10,769	▲0.4
	1 一般被保険者後期高齢者支援金等納付金	2,766,190	2,776,528	▲10,338	▲0.4
	2 退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金	732	1,163	▲431	▲37.1
	3 介護納付金	833,009	905,314	▲72,305	▲8.0
	1 介護納付金	833,009	905,314	▲72,305	▲8.0
4	保健事業費	381,655	364,188	17,467	4.8
	1 特定健康診査等事業費	298,962	279,064	19,898	7.1
	2 保健事業費	82,693	85,124	▲2,431	▲2.9
5	基金積立金	7	388	▲381	▲98.2
	1 基金積立金	7	388	▲381	▲98.2
	1 国民健康保険財政調整基金積立金	7	388	▲381	▲98.2
6	諸支出金	101,899	86,957	14,942	17.2
	1 償還金及び還付加算金等	64,532	49,590	14,942	30.1
	1 一般被保険者保険税還付金	64,022	48,697	15,325	31.5
	2 退職被保険者等保険税還付金	10	393	▲383	▲97.5
	3 償還金	500	500	-	0.0
	2 繰出金	37,367	37,367	-	0.0
7	予備費	10,000	10,000	-	0.0
	合計	53,600,595	54,707,100	▲1,106,505	▲2.0

3 国民健康保険事業歳入歳出予算額図表(令和3年度)

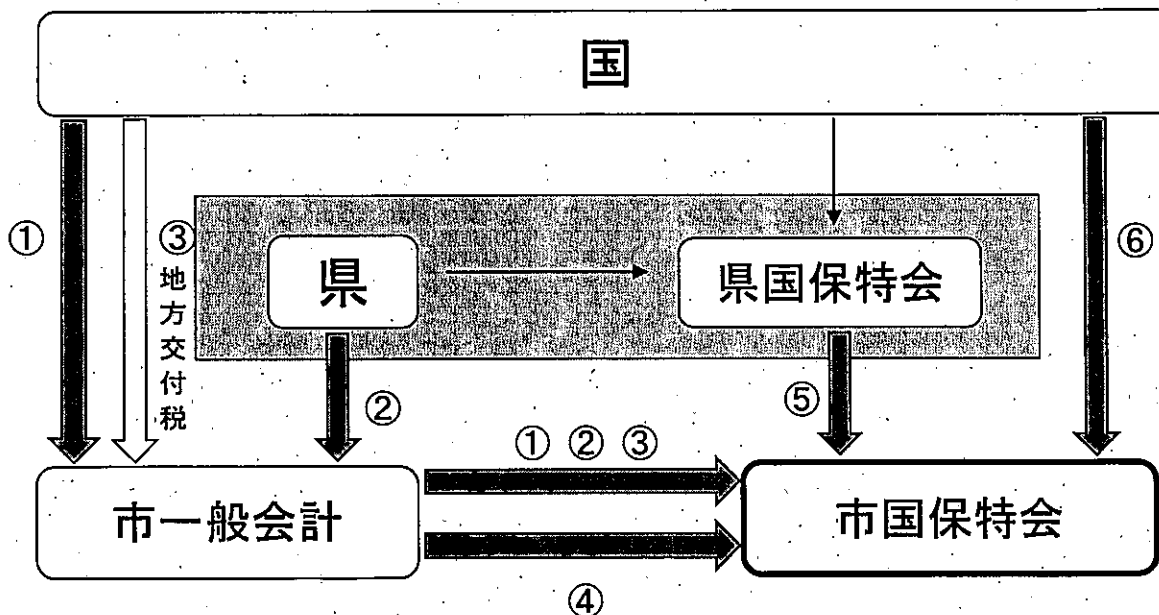
—歳入—



—歳出—



4 国民健康保険事業における補助金等の流れ(令和3年度)



(単位：千円)

		款	名称	3年度予算(A)	2年度予算(B)	差引(A)-(B)	備考
①	国 → 一般会計 → 国保特会	6	保険基盤安定費 (支援分 1/2)	470,764	460,417	10,347	一般会計 3款 民生費 より受入分
②	県 → 一般会計 → 国保特会	6	保険基盤安定費 (軽減分3/4 支援分1/4)	1,573,956	1,559,431	14,525	
③	一般会計 → 国保特会 ※地方交付税措置分	6	保険基盤安定費 (軽減分1/4 支援分1/4)	681,574	673,284	8,290	
			財政安定化支援事業分	706,410	684,909	21,501	
			出産育児一時金分	68,040	72,520	▲ 4,480	
			事務費相当分	168,038	163,651	4,387	
④	一般会計 → 国保特会	6	条例減免分	48,521	33,038	15,483	
			福祉医療費現物給付化 影響分	400,808	395,072	5,736	
			特定健康診査無料化等分	41,324	49,585	▲ 8,261	
(①~④) の計				4,159,435	4,091,907	67,528	
⑤	県国保特会 → 国保特会	4	保険給付費等交付金	40,595,854	41,389,675	▲ 793,821	
⑤の計				40,595,854	41,389,675	▲ 793,821	
⑥	国 → 国保特会	3	総務費補助金 (社会保障・税番号制度 システム整備費補助金)	0	5,932	▲ 5,932	
			災害臨時特例補助金	1	1	0	
⑥の計				1	5,933	▲ 5,932	

5 国民健康保険の諸状況

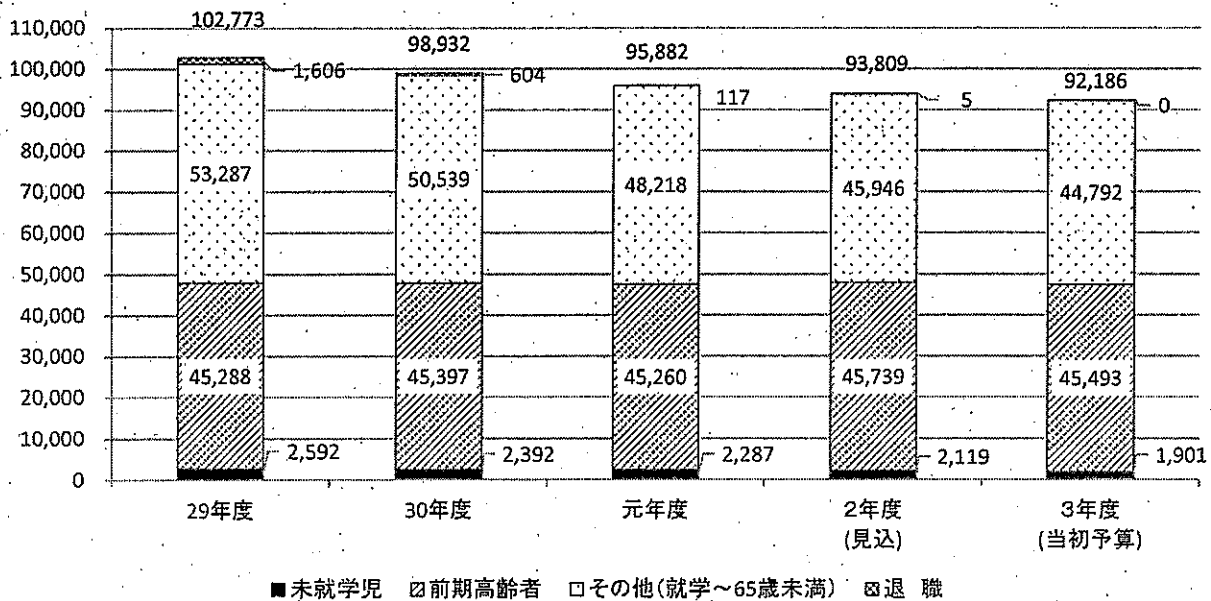
(1) 国保の加入状況 (3-2月平均)

(単位：人)

区 分	29年度	30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度 (当初予算)
被 保 険 者 数	102,773	98,932	95,882	93,809	92,186
対前年度伸び率(%)	▲ 5.08	▲ 3.74	▲ 3.08	▲ 2.16	▲ 1.73
一 般	101,167	98,328	95,765	93,804	92,186
対前年度伸び率(%)	▲ 3.64	▲ 2.81	▲ 2.61	▲ 2.05	▲ 1.72
未 就 学 児	2,592	2,392	2,287	2,119	1,901
対前年度伸び率(%)	▲ 7.56	▲ 7.72	▲ 4.39	▲ 7.35	▲ 10.29
前 期 高 齢 者	45,288	45,397	45,260	45,739	45,493
対前年度伸び率(%)	0.04	0.24	▲ 0.30	1.06	▲ 0.54
そ の 他 (義務教育就学～65歳未満)	53,287	50,539	48,218	45,946	44,792
対前年度伸び率(%)	▲ 6.38	▲ 5.16	▲ 4.59	▲ 4.71	▲ 2.51
退 職	1,606	604	117	5	0
対前年度伸び率(%)	▲ 51.08	▲ 62.39	▲ 80.63	▲ 95.73	▲ 100.00
介護2号被保険者(再掲)	34,003	31,794	30,043	28,812	27,699
対前年度伸び率(%)	▲ 8.74	▲ 6.50	▲ 5.51	▲ 4.10	▲ 3.86
加入世帯数 (世帯)	66,457	64,651	63,389	62,496	61,618
対前年度伸び率(%)	▲ 4.12	▲ 2.72	▲ 1.95	▲ 1.41	▲ 1.40
うち介護2号世帯数(世帯)	28,787	27,156	25,849	24,873	23,999
対前年度伸び率(%)	▲ 7.91	▲ 5.67	▲ 4.81	▲ 3.78	▲ 3.51

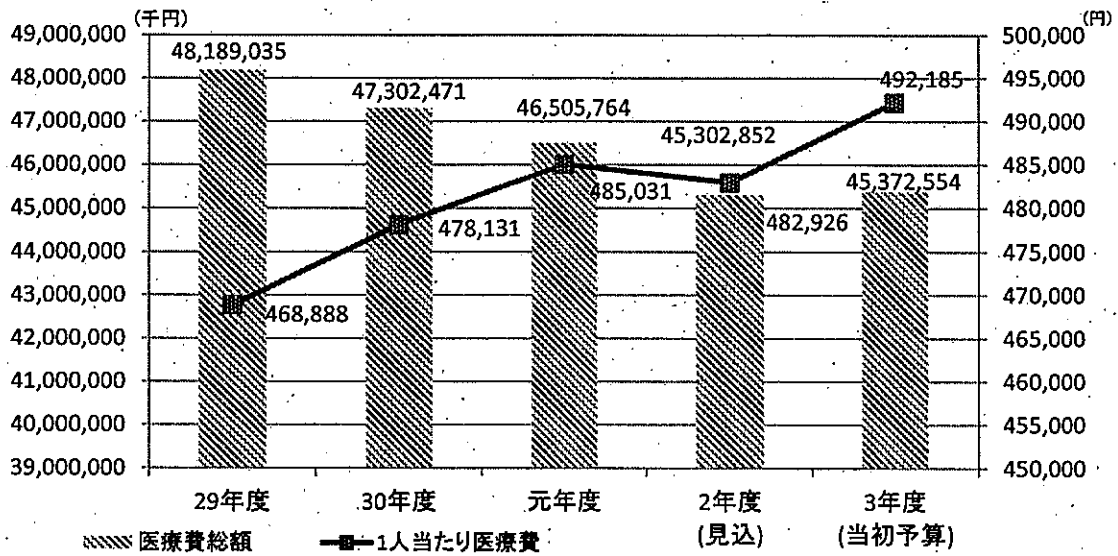
(人)

被保険者数の推移



(2) 医療費（療養諸費）の動向（3-2月実績）

区 分	29年度	30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度 (当初予算)
医療費総額(千円)	48,189,035	47,302,471	46,505,764	45,302,852	45,372,554
対前年度伸び率(%)	▲ 2.21	▲ 1.84	▲ 1.68	▲ 2.59	0.15
1人当たり医療費(円)	468,888	478,131	485,031	482,926	492,185
対前年度伸び率(%)	3.02	1.97	1.44	▲ 0.43	1.92



(3) 税率等の状況

区 分		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度 (見込)
基礎分	所得割	8.1%				
	均等割	24,800円				
	平等割	18,400円				
	課税限度額	540,000円	580,000円	610,000円	630,000円	
後援期 高齢者 等分者	所得割	3.0%				
	均等割	9,500円				
	平等割	6,900円				
	課税限度額	190,000円				
介護納付金分	所得割	2.3%				
	均等割	8,700円				
	平等割	4,900円				
	課税限度額	160,000円			170,000円	

※令和3年度の課税限度額は据置きの方針

(4) 課税の状況（現年課税分）

区分	29年度	30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度 (当初予算)
調定額（千円）	9,205,681	8,911,490	8,582,278	8,481,071	8,233,626
対前年度伸び率(%)	▲ 4.07	▲ 3.20	▲ 3.69	▲ 1.18	▲ 2.92
基礎分（千円）	6,200,538	6,021,620	5,817,448	5,758,239	5,590,475
対前年度伸び率(%)	▲ 3.81	▲ 2.89	▲ 3.39	▲ 1.02	▲ 2.91
後期高齢者支援金等分（千円）	2,306,057	2,230,176	2,148,270	2,121,765	2,071,361
対前年度伸び率(%)	▲ 3.47	▲ 3.29	▲ 3.67	▲ 1.23	▲ 2.38
介護納付金分（千円）	699,086	659,694	616,560	601,067	571,790
対前年度伸び率(%)	▲ 8.18	▲ 5.63	▲ 6.54	▲ 2.51	▲ 4.87
1人当たり調定額（円）	89,573	90,077	89,509	90,413	89,315
対前年度伸び率(%)	▲ 4.07	0.56	▲ 0.63	1.01	▲ 1.21
基礎分（円）	60,332	60,866	60,673	61,386	60,643
対前年度伸び率(%)	▲ 3.81	0.88	▲ 0.32	1.17	▲ 1.21
後期高齢者支援金等分（円）	22,438	22,543	22,405	22,619	22,469
対前年度伸び率(%)	▲ 3.47	0.46	▲ 0.61	0.95	▲ 0.66
介護納付金分（円）	20,560	20,749	20,523	20,862	20,643
対前年度伸び率(%)	▲ 8.18	0.92	▲ 1.09	1.65	▲ 1.05

(5) 収納率の動向

区分	29年度	30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度 (当初予算)
現年課税分	91.39%	91.85%	91.66%	91.62%	91.79%
対前年度比	0.58	0.46	▲ 0.19	▲ 0.04	0.17
基礎分	91.90%	92.33%	92.13%	92.12%	92.21%
対前年度比	0.64	0.43	▲ 0.20	▲ 0.01	0.09
後期高齢者支援金等分	91.03%	91.53%	91.40%	91.28%	91.59%
対前年度比	0.42	0.50	▲ 0.13	▲ 0.12	0.31
介護納付金分	88.05%	88.49%	88.14%	88.08%	88.47%
対前年度比	0.47	0.44	▲ 0.35	▲ 0.06	0.39
滞納繰越分（全体分）	29.49%	29.51%	29.66%	29.17%	29.22%
対前年度比	1.81	0.02	0.15	▲ 0.49	0.05

6 令和3年度国民健康保険事業特別会計予算説明資料(事業勘定)

(1) 歳入

(単位：千円)

款	説明	3年度(A)	2年度(B)	差引(A)-(B)
第1款 国民健康保険税	(単位：千円)			
		3年度(A)	2年度(B)	差引(A)-(B)
	一般被保険者国保税現年課税分	7,557,995	7,874,399	▲ 316,404
	一般被保険者国保税滞納繰越分	574,986	603,120	▲ 28,134
	一般被保険者国保税計	8,132,981	8,477,519	▲ 344,538
	退職被保険者等国保税現年課税分	3	3	0
	退職被保険者等国保税滞納繰越分	3,684	6,550	▲ 2,866
	退職被保険者等国保税計	3,687	6,553	▲ 2,866
	国民健康保険税合計	8,136,668	8,484,072	▲ 347,404
	8,136,668	8,484,072	▲ 347,404	
第2款 使用料及び手数料	(単位：千円)			
		3年度(A)	2年度(B)	差引(A)-(B)
	国民健康保険税督促手数料等	4,665	5,255	▲ 590
4,665	5,255	▲ 590		
第3款 国庫支出金	(単位：千円)			
		3年度(A)	2年度(B)	差引(A)-(B)
	国庫補助金	1	5,933	▲ 5,932
	国庫支出金計	1	5,933	▲ 5,932
1	5,933	▲ 5,932		

(単位：千円)

款	説明	3年度(A)	2年度(B)	差引(A)-(B)
第4款				
県支出金	(単位：千円)			
		40,595,854	41,389,675	▲ 793,821
	県補助金	40,595,854	41,389,675	▲ 793,821
	【県補助金の内訳】			
	(単位：千円)			
		3年度(A)	2年度(B)	差引(A)-(B)
	保険給付費等交付金	40,595,854	41,389,675	▲ 793,821
	普通交付金	39,549,977	40,391,994	▲ 842,017
	特別交付金	1,045,877	997,681	48,196
	原爆被爆者分	11,797	94,578	▲ 82,781
	結核・精神病分	439,397	304,453	134,944
	直営診療所分	37,367	37,367	0
	保険者努力支援分	181,408	174,870	6,538
	特定健康診査等負担金分	101,020	100,514	506
	県2号繰入金分	107,641	112,899	▲ 5,258
	その他	167,247	173,000	▲ 5,753
	* 保険給付費等交付金 平成30年度の国保都道府県単位化に伴い創設された交付金で、国保法第75条の2に基づき都道府県から交付されるもの。 ○普通交付金 保険給付費のうち、療養給付費・療養費・高額療養費・移送費・審査支払手数料（医科・歯科・調剤・訪問看護）に要する費用の全額が交付される。 ○特別交付金 特別な事情を考慮したり、医療費適正化など積極的な取り組みを評価したりすることにより交付される。			

(単位：千円)

款	説	明	3年度(A)	2年度(B)	差引(A)-(B)	
第5款 財産収入	(単位：千円)			7	388	▲ 381
		3年度(A)	2年度(B)	差引(A)-(B)		
	国民健康保険財政調整基金利息	7	388	▲ 381		
第6款 繰入金	(単位：千円)			4,386,345	4,656,183	▲ 269,838
		3年度(A)	2年度(B)	差引(A)-(B)		
	保険税軽減分(医療分、支援金分)	1,664,432	1,646,470	17,962		
	保険税軽減分(介護分)	120,333	125,827	▲ 5,494		
	小計	1,784,765	1,772,297	12,468		
	保険者支援分	941,529	920,835	20,694		
	ア 保険基盤安定費繰入金計	2,726,294	2,693,132	33,162		
		3年度(A)	2年度(B)	差引(A)-(B)		
	財政安定化支援事業分	706,410	684,909	21,501		
	出産育児一時金分	68,040	72,520	▲ 4,480		
	事務費相当分	168,038	163,651	4,387		
	特定健康診査無料化等分	41,324	49,585	▲ 8,261		
	条例減免分	48,521	33,038	15,483		
	福祉医療費現物給付化影響分	400,808	395,072	5,736		
	イ その他一般会計繰入金計	1,433,141	1,398,775	34,366		
	①一般会計繰入金計 (ア+イ)	4,159,435	4,091,907	67,528		
	②国民健康保険財政調整基金繰入金	226,910	564,276	▲ 337,366		
	繰入金合計 (①+②)	4,386,345	4,656,183	▲ 269,838		

(単位：千円)

款	説	明	3年度(A)	2年度(B)	差引(A)-(B)		
第7款 繰越金	(単位：千円)			1	1	0	
		3年度(A)	2年度(B)				差引(A)-(B)
	前年度繰越金	1	1				0
第8款 諸収入	(単位：千円)			477,054	165,593	311,461	
		3年度(A)	2年度(B)				差引(A)-(B)
	延滞金等	83,042	75,562				7,480
	第三者納付金等	85,981	90,031				▲ 4,050
	一般会計借入金	308,031	0				308,031
	諸収入合計	477,054	165,593				311,461
* 一般会計借入金 令和3年度予算の収支不足を補填するための一般会計からの借入金							
歳入合計			53,600,595	54,707,100	▲ 1,106,505		

(2) 歳出

(単位：千円)

款	説明			3年度(A)	2年度(B)	差引(A)-(B)	
第1款 総務費	(単位：千円)			277,455	266,225	11,230	
		3年度(A)	2年度(B)				差引(A)-(B)
	総務費	277,455	266,225	11,230			
第2款 保険給付費	(単位：千円)			39,674,934	40,524,390	▲ 849,456	
		3年度(A)	2年度(B)				差引(A)-(B)
	療養諸費	34,095,665	34,998,026				▲ 902,361
	療養給付費	33,680,288	34,507,071				▲ 826,783
	療養費	316,185	387,285				▲ 71,100
	審査支払・レセプト電算処理システム手数料	99,192	103,670				▲ 4,478
	高額療養費	5,464,947	5,404,839				60,108
	移送費	150	150				0
	出産育児諸費	102,112	108,835				▲ 6,723
	葬祭諸費	12,060	12,540				▲ 480
	保険給付費合計	39,674,934	40,524,390	▲ 849,456			
第3款 国民健康保険 事業費納付金	(単位：千円)			13,154,645	13,454,952	▲ 300,307	
		3年度(A)	2年度(B)				差引(A)-(B)
	医療給付費納付金	9,554,714	9,771,947				▲ 217,233
	後期高齢者支援金等納付金	2,766,922	2,777,691				▲ 10,769
	介護納付金	833,009	905,314				▲ 72,305
	国民健康保険事業費納付金合計	13,154,645	13,454,952	▲ 300,307			
<p>* 国民健康保険事業費納付金 平成30年度の国保都道府県単位化に伴い、県の特別会計において負担する保険給付費等交付金の交付に要する費用や前期高齢者納付金等国民健康保険事業に要する費用に充てるため、国保法第75条の7に基づき市町村が都道府県に納付するもの。厚生労働省が定めたガイドラインに従い県が計算する。</p>							

(単位：千円)

款	説 明	3年度(A)	2年度(B)	差引(A)-(B)
第4款 保健事業費	(単位：千円)			
		3年度(A)	2年度(B)	差引(A)-(B)
	特定健康診査費	245,536	227,238	18,298
	特定保健指導費	2,663	2,601	62
	特定健康診査受診率向上対策費	11,172	11,830	▲ 658
	事務費	39,591	37,395	2,196
	特定健康診査等事業費計	298,962	279,064	19,898
		3年度(A)	2年度(B)	差引(A)-(B)
	保健衛生普及費	27,968	28,424	▲ 456
	疾病予防費	32,760	32,254	506
	人間ドック健診費	24,503	24,392	111
	歯科健診費	1,452	1,448	4
	生活習慣病予防対策費	6,805	6,414	391
	はり、きゅう施術費	21,965	24,446	▲ 2,481
保健事業費計	82,693	85,124	▲ 2,431	
保健事業費合計	381,655	364,188	17,467	
第5款 基金積立金	(単位：千円)			
		3年度(A)	2年度(B)	差引(A)-(B)
	国民健康保険財政調整基金積立金	7	388	▲ 381
第6款 諸支出金	(単位：千円)			
		3年度(A)	2年度(B)	差引(A)-(B)
	償還金及び還付加算金等	64,532	49,590	14,942
	保険税還付金及び還付加算金	64,032	49,090	14,942
	償還金	500	500	0
	繰出金(直営診療施設勘定分)	37,367	37,367	0
諸支出金合計	101,899	86,957	14,942	

(単位：千円)

款	説	明	3年度(A)	2年度(B)	差引(A)-(B)		
第7款 予備費	(単位：千円)			10,000	10,000	0	
		3年度(A)	2年度(B)				差引(A)-(B)
	予備費	10,000	10,000				0
歳出合計				53,600,595	54,707,100	▲ 1,106,505	

7 令和3年度長崎市国民健康保険事業について

(1) 主な取組み

ア 保険給付事業

(ア) 療養の給付

- 給付割合
 - 義務教育就学前 8割
 - 義務教育就学から70歳未満 7割
 - 70歳以上75歳未満 ※8割(現役並み所得者は7割)

(イ) 療養費の支給

- 旅行先での急病等で被保険者証を使用せず現金払いをしたとき
- コルセットの代金、柔道整復師の施術を受けた場合等

(ウ) 高額療養費の支給

a 医療費の自己負担限度額

70歳未満のかた

区分		自己負担限度額(月額)	
		3回目まで	4回目以降 ※c
ア	市県民税の課税世帯 (年間所得901万円を超える世帯)	252,600円 (医療費が842,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)	140,100円
イ	市県民税の課税世帯 (年間所得600万円超~901万円以下の世帯)	167,400円 (医療費が558,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)	93,000円
ウ	市県民税の課税世帯 (年間所得210万円超~600万円以下の世帯)	80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)	44,400円
エ	市県民税の課税世帯 (年間所得210万円以下の世帯)	57,600円	44,400円
オ	市県民税の非課税世帯	35,400円	24,600円

70歳以上のかた

- (a) 個人単位での自己負担額について、限度額Aを適用。
 (b) 世帯単位での自己負担額について、限度額Bを適用。
 (c) (a) (b) の限度額超過分を合算した額を支給。

※入院時の窓口での自己負担額は限度額Bまで。

区分 (高齢受給者証 負担割合)			外来 【個人単位】 A	外来＋入院【世帯単位】 B	
				3回目まで	4回目以降 ※c
3 割	現役並み Ⅲ	市県民税の課税所得 690万円以上	252,600円 (医療費が842,000円を超えた 場合は超えた分の1%を加算)	140,100円	
	現役並み Ⅱ	市県民税の課税所得 380万円以上 690万円未満	167,400円 (医療費が558,000円を超えた 場合は超えた分の1%を加算)	93,000円	
	現役並み Ⅰ	市県民税の課税所得 145万円以上 380万円未満	80,100円 (医療費が267,000円を超えた 場合は超えた分の1%を加算)	44,400円	
2 割	一般	市県民税の課税所得 145万円未満等	18,000円	57,600円	44,400円
	Ⅱ	市県民税の 非課税世帯(※1)	8,000円	24,600円	
	Ⅰ	市県民税の 非課税世帯(※2)	8,000円	15,000円	

※1 「Ⅱ」とは、世帯主及び同一世帯の国保被保険者全員が住民税非課税の世帯に属する70歳以上75歳未満の国保被保険者

※2 「Ⅰ」とは、世帯主及び同一世帯の国保被保険者全員が住民税非課税で、かつ、世帯の所得金額がない世帯に属する70歳以上75歳未満の国保被保険者

b 世帯合算

同じ世帯で、同じ月に、70歳以上75歳未満の人(後期高齢者医療制度の適用を受ける者を除く。)は全ての負担、70歳未満の人では個人単位で1つの医療機関毎に各21,000円以上の負担が複数あった場合、その額を合算して70歳未満の人の自己負担限度額を超えた分を支給する。

c 高額療養費多数
該当世帯の特例

過去12か月間に、ひとつの世帯での該当が4回以上あった場合は、4回目以降の限度額を超えた分を支給する。

(例：令和3年4月受診の場合、過去12か月間は令和2年5月分から)

県内の他市町への転出および転入、市内間転居の際に世帯の継続性が認められる場合は、該当回数は引き継ぐ。(70～74歳のみで構成される世帯については、「外来(個人ごと)」の自己負担限度額のみにより支給を受けた回数は算入しない。)

※ a 医療費の自己負担限度額参照

d 75歳到達月の
特例

月の途中で75歳になる人(1日生まれを除く。)の自己負担限度額は、通常の2分の1の額とする。

e 県内異動者の特例

平成30年4月以降、県内の他市町へ異動した者については、高額療養費の多数回該当を世帯主が引き継ぐ。

また、世帯が継続される場合は、転居月の高額療養費について、転出地の市町及び転入地の市町それぞれ自己負担限度額が本来の2分の1に、75歳到達前に県内の他市町へ異動した者については、転出地の市町及び転入地の市町それぞれ自己負担額が本来の4分の1になる。

f 外来年間合算

70歳以上のかたのうち、基準日時点(毎年7月31日)の高額療養費の区分が一般または低所得の区分で、前年の8月1日から7月31日までの1年間に外来診療で支払った医療費が144,000円を超える場合に支給する。月額の高額療養費の支給がある場合は、外来年間合算の支給額には含まれない。

- g 長期高額疾病 血友病、人工透析を必要とする慢性腎不全などの長期高額疾病については、高額療養費の1か月の自己負担限度額は10,000円とする。(70歳未満の人工透析をしている上位所得者は20,000円)

(エ) 高額介護合算療養費

医療保険制度の高額療養費の算定対象世帯において、介護保険受給者が存在する場合、医療と介護の前年の8月1日から7月31日までの期間に支払った自己負担額を合算し、一定の限度額を超える額を支給する。

a 医療費および介護費の自己負担限度額

70歳未満の方	ア	市県民税課税世帯 (年間所得901万円を超える世帯)	2,120,000円
	イ	市県民税課税世帯 (年間所得600万円超~901万円以下の世帯)	1,410,000円
	ウ	市県民税課税世帯 (年間所得201万円超~600万円以下の世帯)	670,000円
	エ	市県民税課税世帯 (年間所得210万円以下の世帯)	600,000円
	オ	市県民税非課税世帯	340,000円
70歳以上75歳未満の方	現役並み所得者	市県民税の課税所得 690万円以上	2,120,000円
		市県民税の課税所得 380万円以上690万円未満	1,410,000円
		市県民税の課税所得 145万円以上380万円未満	670,000円
	一般	市県民税の課税所得 145万円未満等	560,000円
	Ⅱ	市県民税非課税世帯	310,000円
	Ⅰ		190,000円

(オ) 移送費の支給

重病人の入院・転院等で移送代がかかったときに支給する。支給額は、もっとも経済的な通常の経路及び方法によって移送された場合の費用として算定された額となる。

(カ) 出産育児一時金の支給 1件 420,000円 または 404,000円

(キ) 葬祭費の支給 1件 20,000円

(ク) 入院時食事療養費標準負担額 (1食あたり)

一般 (下記以外の方)			460円
住民税非課税世帯 Ⅱ	過去12か月の 入院日数	90日までの場合	210円
		90日を超える場合	160円
Ⅰ			100円

(ケ) 療養病床に入院する65歳以上の方の居住費 (光熱水費相当額: 1日あたり)

医療区分Ⅰ※1	370円
医療区分ⅡⅢ※2 (医療の必要性の高い方)	
難病患者	0円

※1 医療区分ⅡⅢに該当しない者

※2 医療区分Ⅱ: 筋ジストロフィー・パーキンソン病関連等

医療区分Ⅲ: スモン・医師及び看護師により、常時監視管理を実施している状態

(コ) 海外療養費の支給

海外渡航中の病気・ケガなどで現地の医療機関で診療を受けた場合に、帰国後、当該療養に対し療養費を支給する。

イ 事業運営安定化事業

(ア) 収納対策事業

- a 滞納整理方針に基づき、目標収入率を設定し、確実な進行管理のもと収入率の向上を図る。
- b 納付お知らせセンターによる滞納者への納付勧奨及び納付指導員による電話催告・納税勧奨を実施し、新たな滞納の未然防止及び滞納の早期解消を図る。
- c 滞納者へ交付する短期保険証及び資格証明書の適正化を図り、これらを有効活用し、折衝機会及び納税の確保を図る。
- d 高額または悪質滞納者への対応として、差押等、自力執行権の積極的な行使を含む滞納整理を図る。
- e 差し押えた不動産及び動産については、インターネット公売を活用する。
- f 口座振替の加入を促進するため、「ペイジー口座振替受付サービス（キャッシュカードと暗証番号による口座振替申込み）」事業を実施。また、滞納者についても、窓口等における接触の機会をとらえ口座振替の推進を図る。
- g スマートフォンを利用したクレジットカードやインターネットバンキング、決済アプリによる収納を実施し、納付の利便性及び収入率等の向上を図る。

(イ) 医療費適正化事業

- a レセプト点検（資格審査・内容審査・縦覧点検）の充実強化を図る。
- b 第三者行為求償事務の徹底強化を図る。
- c 国保連合会と連携した医療費分析の充実を図る。
- d ジェネリック医薬品（後発医薬品）の利用促進を図る。
- e 誤処方防止し、適切な服薬を促進する。

(ウ) 保健事業

医療、保健、福祉との連携を密にし「被保険者の健康づくり」を推進する。

【主な事業内容】

a 特定健康診査・特定保健指導

(予算額 287,790 千円、前年度当初予算額 267,234 千円)

医療費適正化を図るため、メタボリックシンドロームに着目し、この該当者及び予備群を減少させ、生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に実施する。

区分	対象者見込	実施見込	実施率見込
特定健康診査	73,447 人	25,706 人	35.0%
特定保健指導	2,537 人	1,101 人	43.4%

b 特定健康診査受診率向上対策事業

(予算額 11,172 千円、前年度当初予算額 11,830 千円)

特定健診の受診率向上を図るため、周知・広報事業を実施する。具体的に、テレビ CM・テレビパブリシティによる周知啓発、電車車体広告、新聞広告、受診勧奨ハガキなどによる受診勧奨を実施する。

また、医療機関より特定健診未受診者の医療情報の提供を受け、受診率の向上につなげる「医療情報提供事業」を実施する。

c 生活習慣改善事業

(予算額 1,313 千円、前年度当初予算額 1,192 千円)

公民館等において生活習慣病予防のため健康料理教室を行う。

(市内 7 カ所、3 回シリーズを 8 回開催予定)

d 訪問相談事業 (予算額 3,498 千円、前年度当初予算額 3,289 千円)

重複多受診者やドック受診者に対するケアとして保健師訪問相談を実施する。

(訪問予定 160 人)

e 人間ドック・脳ドック健診費助成事業

(予算額 24,503 千円、前年度当初予算額 24,392 千円)

健診費用に対して一律 17,000 円を助成する。(補助対象人員 1,400 人)

f 歯科健診費助成事業(予算額 1,452 千円、前年度当初予算額 1,448 千円)
歯科医師会の歯科医院で歯科健診を実施し、費用の約9割を助成する。(補助対象人員 150 人) また、一部の特定健診集団健診会場において、歯科健診を無料で実施する。

g エイズパンフレット配付事業

(予算額 176 千円、 前年度当初予算額 176 千円)

エイズ予防に関する知識の普及・啓発のため、エイズパンフレット 4,000 部を配付する。

h はり・きゅう施術費助成事業

(予算額 21,763 千円、 前年度当初予算額 24,209 千円)

被保険者の末梢神経疾患及び運動器疾患について、はり・きゅう施術を行った場合、施術費の一部を助成する。助成額は1術・2術ともに1回700円、1月5回を限度とする。

i 禁煙サポート事業(予算額 165 千円、 前年度当初予算額 165 千円)

禁煙希望者(15名)を公募し、禁煙支援に使用するニコチンパッチ4週間分を、薬局を通じて支給する。

j 糖尿病性腎臓病重症化予防対策事業

(予算額 6,640 千円、 前年度当初予算額 6,249 千円)

慢性腎臓病(CKD)及び糖尿病性腎臓病等の患者に対して、管理栄養士による保健指導を行う。また、重症化予防・人工透析への移行防止として、ハイリスク者に対する保健指導及び未受診者や治療中断者等に通知や面談などによる受診勧奨を行う。

(エ) 啓発事業

市民に対し、制度の周知徹底や納付意識、医療費に対する関心の高揚を図る。

【事業概要】

- a 国民健康保険特集号を作成し、全世帯へ配付する。
- b パンフレットの配付を行うと同時に、随時、テレビ等のマスメディアや広報紙等を積極的に活用していく。
- c 県下全市町村の共同事業によりテレビスポットを作成し放送する。
- d 全被保険者を対象に、年6回医療費通知を送付する。